

■ご掲出までの流れ(公用車広告)

1	予 約	<p>○最新の空き状況を電話, ホームページ等でご確認ください。          ○掲出車両の指定はできません。          ○掲出期間は, 1ヶ月単位とし, 最長1年間を限度とします。</p>
2	申 込 み	<p>○以下の2点を管財課あてご提出ください。(郵送も可)          ①茨城県公用車広告掲出申込書          ②広告の素案</p> <p>※ご掲出の約3週間前までにご提出をお願いします。</p>
3	内 容 審 査	<p>○「茨城県共用自動車広告掲出要領」に基づき, 内容を審査します。          ○ご掲出期間中に広告内容を変更することもできます。その際にも内容の審査がありますので, 広告の素案をご提出ください。</p> <p>※1 審査の結果, 広告内容の修正を依頼する場合がございます。          ※2 広告内に「法人名」「所在地」「連絡先」を必ず記載してください。</p>
4	契 約	<p>○審査終了後, 契約書およびお支払用紙を郵送します。          ○掲出作業日(貼付ける日)については, ご相談ください。</p>
5	掲 出	<p>○広告素案の作成, 粘着フィルム等の作成, 掲出(貼付け), 撤去等の作業及びこれらの費用については, お申込者様のご負担となります。</p>